

投げ研究会 会則

第1条(名称)

本会は、獨協大学輪投げ研究会と称する。

第2条(所在地)

本会は、本部を埼玉県草加市学園町1-1獨協大学内に置く。

第3条(目的)

本会は、日頃の輪投げ競技の技術向上だけでなく、輪投げを通じた社会貢献活動を行うことによって、会員1人1人が自ら考え

行動し、律することのできる、善き社会人となることを目的とする。

第4条(活動内容)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 埼玉県学生輪投げ連盟 春・秋季リーグ戦 参加
- (2) 会誌「わなげの友」発行
- (3) 新入生勧誘活動
- (4) 夏季合宿
- (5) 春季・秋季納会
- (6) スポーツ輪投げ教室の開催
- (7) その他目的を達成するために必要な活動

第5条(会員)

本会の会員は、獨協大学の学生でなければならない。

第6条(役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 主務1名
- (4) 合宿担当1名
- (5) 会長が必要と判断した役職 若干名

第7条(役員任期)

役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条(役員役割)

会長は、本会を統括し、これを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 主務は、本会の主務を行う。
- 4 合宿担当は、夏季合宿が安全に行われるように十分に配慮する。

第9条(総会)

総会は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、毎年3月にこれを開催する。
- 3 臨時総会は、必要の都度これを開催する。

第10条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。第11条(決算報告)

本会の決算報告は、原則として総会において承認を受けるものとする。第12条(会費の納入)

会員は、総会の定めるところに従い、会費を納入しなければならない。

第13条(改廃)

本規約(会則)の改正は、総会の議を経て、会長が行う。

本会は、令和5年4月1日に設立し、本会則は、令和5年4月1日より施行する。